

法科大学院の経済分析¹

～効率的な紛争処理を目指して～

大阪大学 山内直人研究会

2008年9月

赤木 彩華

中村 洋貴

赤木 祐介

寺川 耕平

森田 整

結城 典子

¹ 本報告書は、2008年9月27・28日に行われるISFJ日本政策学生会議2008第1回中間発表会のために作成したものである。本報告書は現時点での論文の方向性を示したものである。本報告書にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。（表題に脚注をつけてください。脚注の付け方に関しては中間報告書の説明をご参照ください。）

現状・問題意識

近年、社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、行政改革を始めとする社会経済の構造改革が推し進められている。そして自由かつ公正な社会を実現していくためには、その基礎となる司法の基本的制度が新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものとなるよう、国民の視点からこれを抜本的に見直し、司法の機能を充実させることが不可欠である。国の政策として、2002年に内閣に司法制度改革推進本部が設置され様々な司法制度改革が提言され推進されている。

1. 司法市場の実態

裁判の訴訟・処理に関するデータとして、当該年度に新たに受理された新受理件数がある。戦後から現在に至るまでの新受理件数の推移²を見てみると増加傾向にあることがわかる。また、近年社会経済が急激に複雑化・高度化したことにより、裁判所に持ち込まれる事件の内容も複雑化し、審理期間が長期に及ぶ裁判が多くなっている。³次に、日本の法曹人口についてみてみると、諸外国に比べて日本における人口10万人あたりの法曹人口は極めて少なくなっている。⁴さらに平成21年5月より裁判員制度の導入が国民の司法参加として実施される。衆議院議員の選挙権があれば原則として誰でもあっても裁判員になる可能性があり、来年分の全国の裁判員候補者が29万5千人余りになって、有権者352人に1人が候補者名簿に載ることになる。この裁判員制度がなされることで、国民生活により近い司法制度が求められている。これらの現状から、今後国民生活の様々な場面において法曹需要が増大すると予想されるため、法曹人口を量的に拡大していくと共に、ますます多様化、高度化した法曹を養成していくことが必要である。

2. 司法制度改革

1997年7月に内閣に設置された司法制度改革審議委員会は、2001年6月に司法制度の根本的な改革に関する最終意見を公表した。その内容として、3本の柱を提言した。

- (1) 国民の期待に応える司法制度の構築
- (2) 司法制度を支える法曹の在り方
- (3) 国民的基盤の確立（国民の司法改革）

このような改革を政府全体で精力的に取り組むため2001年12月、内閣に総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする司法制度改革推進本部を設置し、2002年3月司法制度改革推進計画が閣議決定された。

²図1：訴訟件数の推移

³図2：審理期間の平均期日回数と平均期日間隔

⁴図3：法曹人口の各国比較

(1) 国民の期待に応える司法制度

国民が司法制度に期待するものは、国民が利用者として容易に司法へアクセスすることができる身近な司法環境を構築し、多様なニーズに応じて充実・迅速且つ実効的な司法救済を得られるということであろう。その為に民事法律扶助制度の拡充、利用者相談の窓口の充実等といった裁判所の利便性への向上、そしてニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択できるようにするためには、裁判外の紛争解決手段(ADR)についても、その拡充・活性化を図ることが課題である。

(2) 司法制度を支える法曹のあり方

司法制度の根本的改革を実現する上でも、それを実際に担う人的基盤の整備を伴わなければ、新たな制度がその機能を十分に果たすことは到底望み得ないところである。今後、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される中、人的基盤の整備として法曹の質と量を大幅に拡充することが不可欠である。

(3) 国民的基盤の確立

国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されるようになる。刑事司法制度の改革においては、先ほど述べた裁判員制度の導入が国民の司法参加として実施される。

3. 法曹養成制度改革

司法機能の充実強化を支えるものとして、法曹人口の大幅増加と法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度改革がなされた。法曹人口については、すでに1990年代以降、司法試験合格者を年間500人程度から1,000人程度に漸増していたが、2002年3月19日の閣議決定「司法制度改革推進計画」により、同年には1,200人程度、2004年には1,500人程度まで増加し、法科大学院制度を導入した後の2010年までには3,000人程度にするとされた。こうした法曹人口の大幅増加目標に対応するため、従前は司法試験と司法修習の2段階で法曹を養成していたが、改革以後は司法試験の前段階に法曹専門教育に特化した専門職大学院である法科大学院を新たに創設し、法科大学院、司法試験、司法修習の3段階で法曹を養成することになった。そして、この法科大学院を「法曹の養成のための中核的な教育機関」として位置づけ、司法試験と司法修習は「法科大学院における教育との有機的連携の下に行うべきもの」とした。従前は司法試験受験という「点」が法曹への唯一の関門として機能していたため、知識と理論に偏った予備校教育、受験競争激化の弊害や法曹専門教育の不在が指摘されていたが、新しい法曹養成制度は法科大学院での法曹専門教育を中核とした「プロセス」としての法曹養成をその理念としている。

① 司法試験制度改革

次に司法試験制度改革について述べていく。2005年までは旧司法試験のみが実施されていたが、2006年からは旧司法試験と並行する形で新司法試験が始まった。旧司法試験は、2011年に廃止されることが決定していて、その後は新司法試験に一本化されることになる。

新司法試験は法科大学院の卒業が受験の前提となる試験で、法科大学院を修了した者は、その修了日後の5年度内に3回の範囲内で受験することができる。新司法試験は、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験から構成されており、旧司法試験で実施されていた口述試験は廃止されている。

② 法科大学院の設置

法科大学院は 2004 年度に 68 校が、2005 年度に 6 校が開設され、現在 74 校である（内訳：国立 23、公立 2、私立 49）。入学者は 2004 年度が 5,767 人、2005 年度が 5,544 人、2006 年度が 5,784 人となっている。法科大学院のカリキュラムは 3 年制を原則とし、さらに入学者の多様性と社会経験を重視して、入学者のうちに法学部以外の出身者または社会人経験者の占める割合が 3 割以上となるよう努力義務が課せられている。また入学試験において各法科大学院で法学既修者の水準にあると認められた場合、2 年で修了することもできる。一般に、3 年の課程を未習（法学未習者課程）、2 年の課程を既習（法学既習者課程）という。法科大学院のカリキュラムは、①法律基本科目群（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法など）、②実務基礎科目群（法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップなど）、③基礎法学・隣接科目群（基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など）、④展開・先端科目群（労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、環境法など）の 4 群に分けられる。法科大学院での授業は、法学者のみならず、外部から招聘した実務家が担当することも多い。しかしながら、具体的な科目設定や実務家教員の数は各法科大学院の創意工夫によるため、実務家教員数や各科目群ごとの授業数は法科大学院ごとに異なる。

問題意識

法科大学院の実情として、カリキュラムや授業内容は各大学の裁量が大きいいため、比較の実務系の授業数は少なく、知識・理論系の授業数が多くなっていることが多い。そのため、法科大学院が国の目指すような実務的素養を身につけることができる教育機関となっているのか定かではない。さらに、新司法試験は旧司法試験と同じように判例や法解釈の試験が中心となっており、この試験で法科大学院の教育で身に付けた実務的な能力を図ることが出来るとは言い難い。したがって、新司法試験の合格者が法曹になるための実務的素養を身に付けてきた者となっているのか疑わしい。

また、新司法試験の合格者は法科大学院修了者の 7、8 割になると予測されていたが、平成 18 年に行われた第 1 回の新司法試験の合格率は 48.35%、第 2 回の合格率は 40.18%、第 3 回は 33%となり、第 3 回における新司法試験の合格者は 2,065 人と当初の予定していた計画していた 3,000 人を大きく下回っている。一方、法科大学院の教育体制は一貫しておらず、各大学によって合格率や合格者数に大きな差が出ている。

これらのことから本稿では、法科大学院や新司法試験制度は本当に質的十分な法曹要請に役立っているのか、またどのような法科大学院経営が国の掲げる法曹界の量的拡大に最もつながるのか、の 2 点を問題意識として検証する。法科大学院の教育内容や経営体制、また新司法試験制度に着目して国が目指す法曹の量的拡大、また質的向上に寄与できる政策を分析によって明らかにし、効率的な紛争処理を行える体制を整えるよう提言していく。

図表

図1 訴訟件数の推移

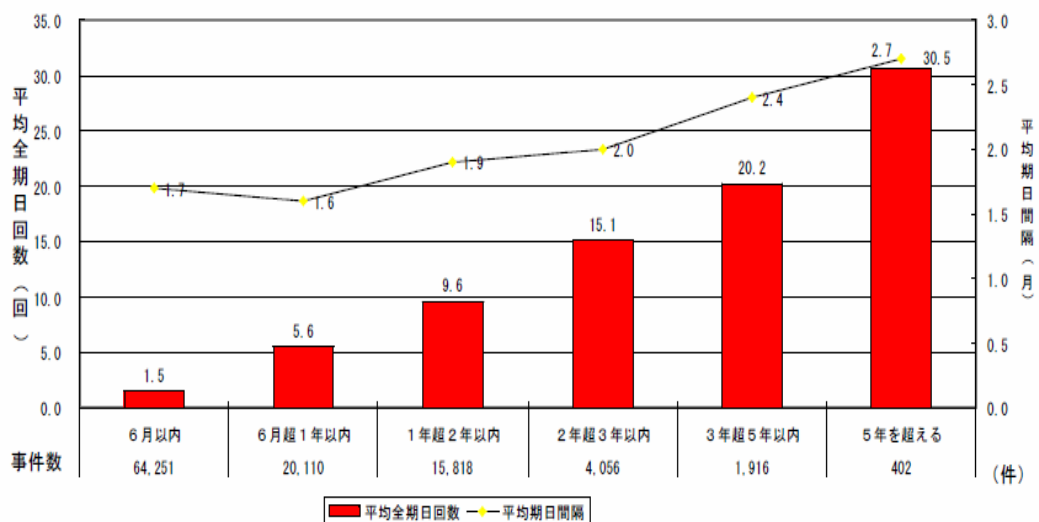
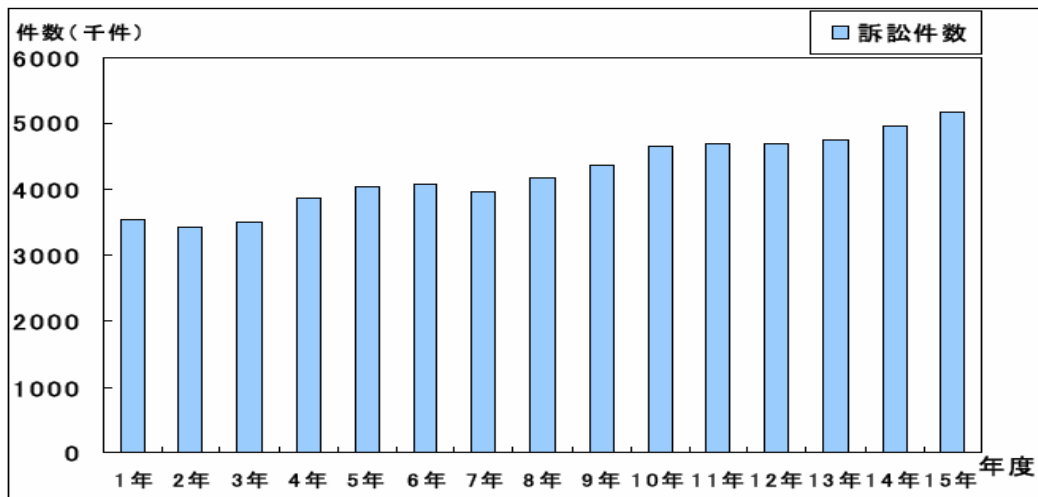
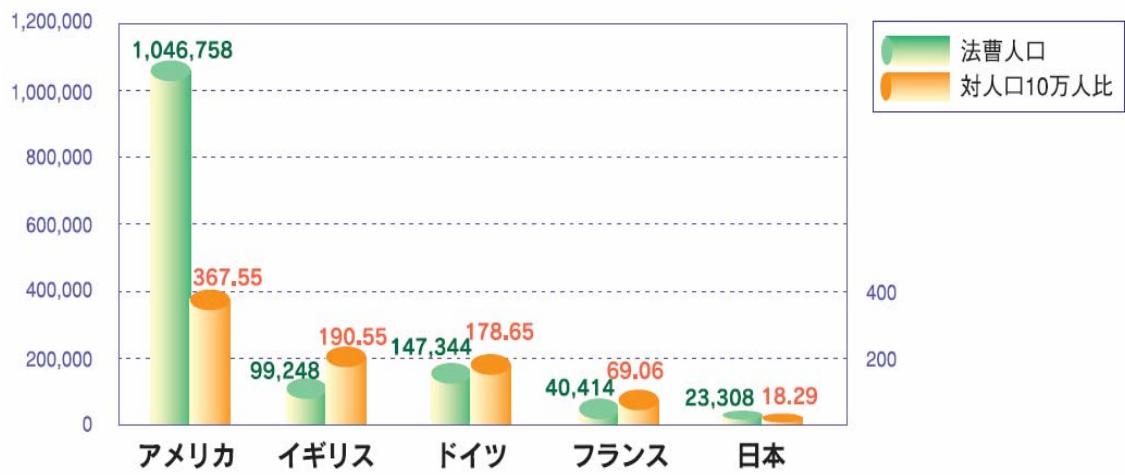


図3 法曹人口の各国比較

¥



分析方法、もしくは分析の方向性

分析方法について記入してください。詳細な説明に関しましては、同じメールに添付しておりました「第1回中間報告書2008説明書」をご覧ください。

1. 高等教育の効率性に関する先行研究

学校経営の効率性を測るという試みは、個々の教育機関の関心であるだけでなく、国の教育政策の観点からも非常に有益である。とくに日本の場合、国公立・私立などの設置形態や初等中等教育や高等教育といった教育レベルを問わず、ほとんどの教育機関には税金が投入されていることから、財政政策上もその効率性を測る統計的な分析は欠かせない。

妹尾(2003)は、図書館や自治体病院といった公共機関や非営利組織(NPO)の効率性を分析するのに用いられる手法である包絡線分析法(DEA:data envelopment analysis)を用いて、国公立・私立大学の医学部教育・研究を統計的に評価している。分析では、入手可能なデータをもとに教授数、助教授数、講師数などを投入要素、医学部学生数、国家試験合格率、科学研究費補助金、公表された業績数などを産出要素として採用している。その結果、私立大学よりも国公立大学のほうが相対的に効率的な教育・研究活動を行っている可能性が高いことを示している。しかしながら、この研究では経営において非効率を生んでいる諸要因までは分析によって明らかにはしていない。

2. 本稿の今後の方向性

妹尾(2003)の研究を踏まえて、本稿ではDEAを用いて法科大学院の経営効率性を評価する。分析では、入手可能なデータをもとに教授数、実務家教員数、蔵書数、補助金、運営費などを投入要素、新司法試験合格者数、在籍学生数を産出要素として採用する。さらに、DEAの結果をふまえ、本稿ではトービットモデルを用いて非効率性の要因を分析する。トービットモデルを用いた分析では、被説明変数に非効率値を、説明変数に授業料、教員数などを用いる。非効率を引き起こす要因を分析することにより、法科大学院のよりよい経営の在り方について言及し、法曹の量的拡大を目指す。

これらの分析に加え、我々は問題意識の項でも触れたように法科大学院の実務的な教育が新司法試験合格に繋がり、各法科大学院が実務家教員を招聘し実務的な授業を行うインセンティブを保てる状態にあるのかをOLS(最小二乗法)を用いた回帰分析によって明らかにすることを考えている。具体的には、被説明変数に新司法試験合格率を、説明変数に各法科大学院のカリキュラムや授業内容、実務家教員数、教授数などを採用する予定である。しかしながら、高等教育機関の授業カリキュラムや教員体制が国家試験合格率に及ぼす影響を見た研究は我々の知る限りではなく、現在参考となる研究を模索しているところである。

政策提言の方向性

現状の問題を解決するにあたり、自分たちが提言する政策の方向性を記入してください。

* 具体案がまとまっていなかったら記入しなくてもかまいません。

* 文字制限に含まれません。

先行研究・参考文献

主要参考文献（5冊以内）：以下の形式で記入して下さい。

- ・妹尾渉(2003)「日本の医学部教育・研究の効率性分析-包絡線分析法(DEA)を通して-

引用文献：以下の形式で記入して下さい

- ・ 中西一裕(2007)『法曹養成制度改革の現状と課題』法曹養成対策室報No. 2
- ・ 司法制度改革推進本部HP
- ・ 小塩隆士・妹尾渉(2003)「日本の教育経済学：実証分析の展望と課題」

データ出典：以下の形式で記入して下さい

- ・ 裁判所HP「司法統計年報」
- ・ 裁判所データブック